

生活衛生関係営業の現況、課題、支援策について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活衛生関係営業の現状、課題

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

☆ 国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者（利用者）

- ・事業所：約94万事業所（全事業所の約18%）
- ・従業員数：約587万従業員（全産業の約10%）

出典：総務省「令和3年経済センサス」

サービス提供

16業種

生活衛生関係営業者



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

保健所等
[行政]

- ・振興計画(自主的取組)
- ・標準営業約款

- ・経営の健全化
- ・衛生水準の維持向上
- ・消費者（利用者）の利益擁護

- ・衛生規制

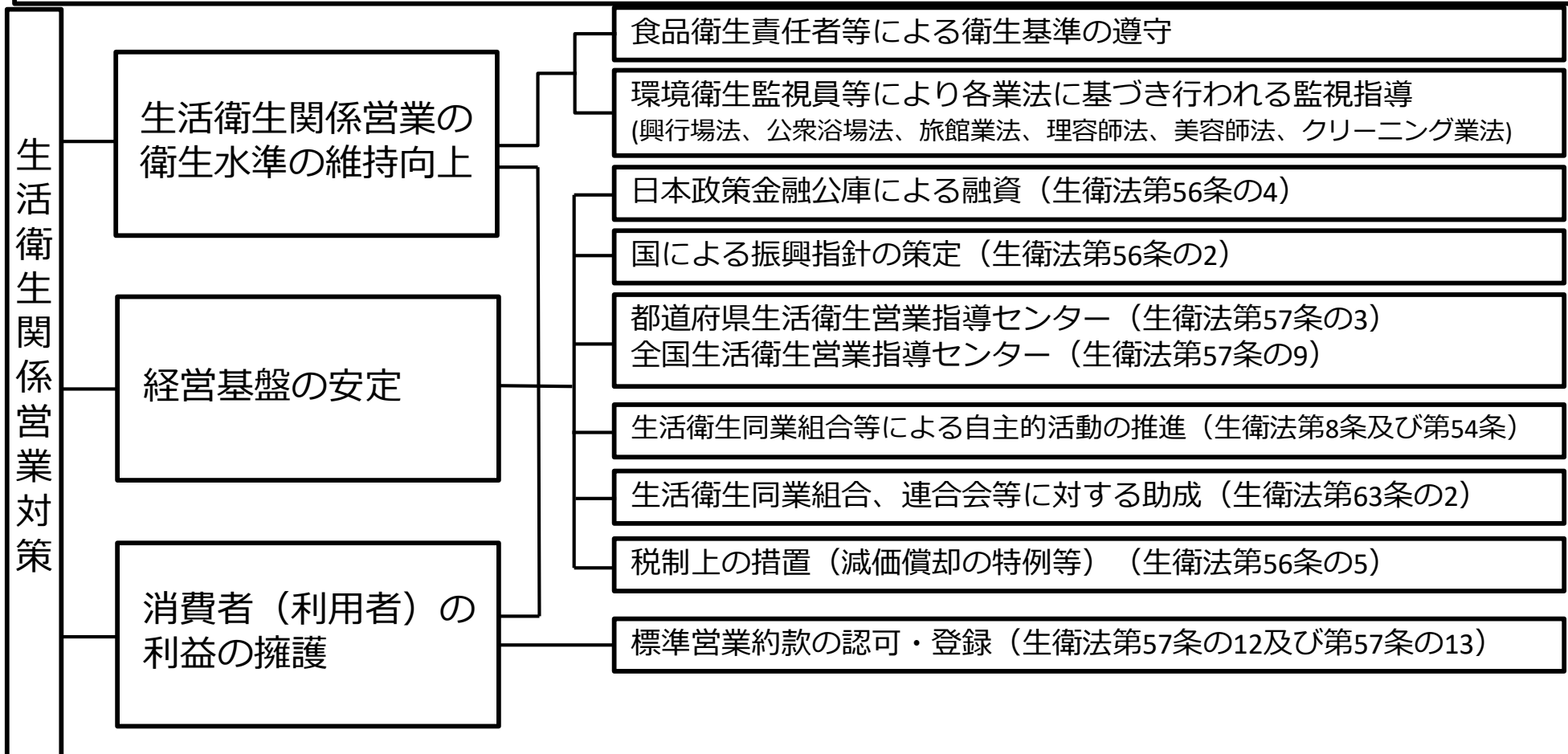
※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）（昭和32年6月3日法律第164号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



生活衛生同業組合の役割と意義

- 生活衛生関係営業者は、大半が中小零細事業者であり、個々の事業者が単独で施設整備や技術力向上等を進めるには限界。
- 少子・高齢化、環境・エネルギー問題、感染対策、物価高騰、賃上げ等の課題が生じる中で、共同で諸課題に対応できるよう、生活衛生同業組合が中心となり、共同事業や協業化等に取り組み、営業者の合理化・省力化、技術力向上、集客等を進め、経営基盤の安定・強化を図る。これにより、生活衛生関係営業者が衛生的でより質の高いサービスを提供するとともに、地域経済・雇用に貢献。

生活衛生同業組合の役割

※ 業種毎に都道府県単位で設立

- 振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す。
- 衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導。
- 業の振興等のため、組合員の営業に関する共同利用施設の整備、福利厚生や共済に関する事業の実施。

生活衛生同業組合の意義

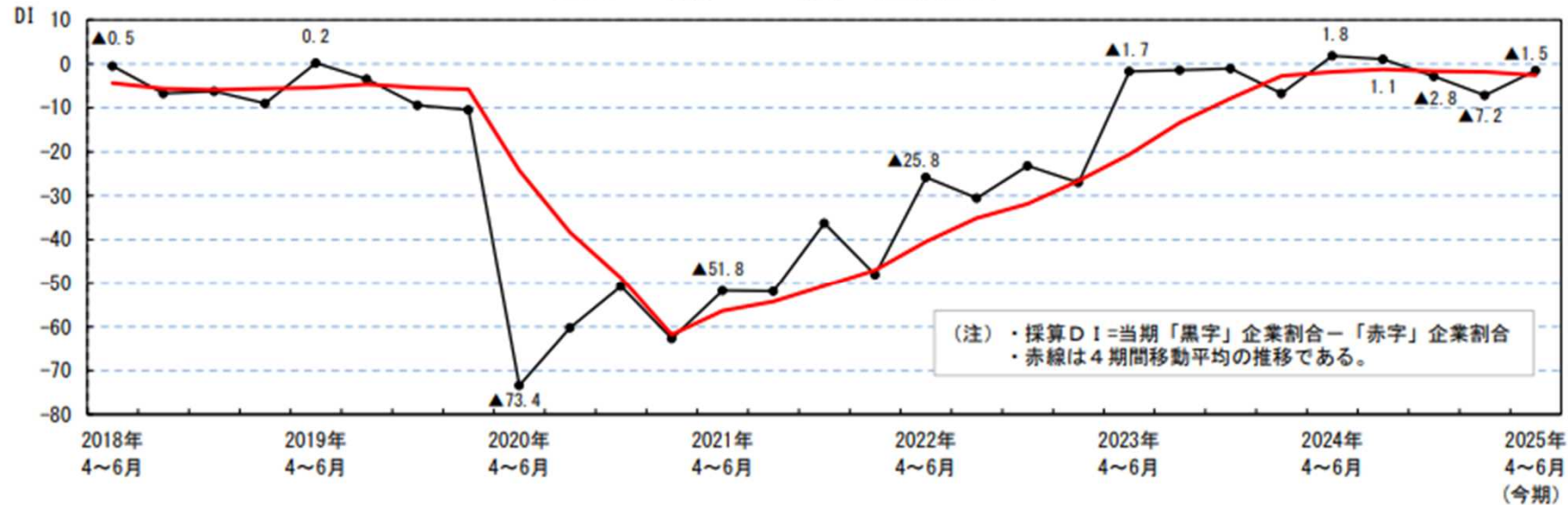
- 生衛法に基づく衛生水準の確保・向上等を使命とする組織
- 衛生行政推進の社会的基盤（行政との関係）
- 同業種のネットワーク（地区、都道府県単位、全国）
- 生活衛生関係の他業種のネットワーク（地区、都道府県、全国）
- 全国的連帯（災害時における被災地支援等）
- 地域コミュニティの再生・強化に資する社会的活動（経済団体、地域団体、街づくり団体、行政等）

営業者の自主的取組、組合の活動、ネットワークの活用を重層的に組み合わせ

生活衛生関係営業の主な経営上の問題点①

採算DIは新型コロナウイルス感染症が発生した2020年に大幅に下がっており、その後は回復傾向にあるが、業種によっては現在も赤字の企業割合が黒字の企業割合を上回っている。

図表7 採算DIの推移（全業種計）



図表8 業種別 採算DIの推移（飲食業を除く）

凡例	2024年 4～6月	2024年 7～9月	2024年 10～12月	2025年 1～3月	2025年 4～6月 (今期)
食肉・食鳥肉	16.8	11.8	18.2	16.2	10.8
氷 雪	▲ 3.5	28.6	▲ 1.8	▲ 14.0	▲ 13.2
理 容	4.3	7.6	3.3	0.0	5.0
美 容	▲ 4.6	▲ 5.2	▲ 9.0	▲ 10.4	▲ 6.1
映 画 館	▲ 13.8	▲ 25.4	▲ 42.9	▲ 10.9	1.8
ホテル・旅館	12.7	10.6	18.1	▲ 3.9	11.2
公衆浴場	2.9	5.7	1.8	9.2	18.0
クリーニング	14.9	▲ 5.4	▲ 4.9	▲ 29.1	9.0

図表9 飲食業 採算DIの推移

凡例	2024年 4～6月	2024年 7～9月	2024年 10～12月	2025年 1～3月	2025年 4～6月 (今期)
飲食業(全体)	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 6.0	▲ 7.9	▲ 7.9
そば・うどん	2.2	19.1	▲ 0.6	▲ 0.5	6.1
中華料理	10.7	11.0	3.2	3.4	▲ 3.9
す し	▲ 7.1	1.7	▲ 10.2	▲ 12.5	▲ 11.7
料 理	▲ 5.0	▲ 11.5	▲ 7.6	▲ 10.9	▲ 19.4
喫 茶	▲ 3.3	▲ 10.5	▲ 12.2	▲ 14.3	▲ 15.5
社 交	▲ 14.8	▲ 18.5	▲ 24.2	▲ 18.6	▲ 22.9
その他飲食	3.1	1.6	0.9	▲ 5.0	▲ 1.3

生活衛生関係営業の主な経営上の問題点②

図表24 業種別 主な経営上の問題点（2025年4～6月）

(%)

項 目	仕入価格・人件費等の 上昇を価格に転嫁困難 →1	顧客数の減少 →3	店舗施設の狭隘・老朽化 →2	従業員の確保難 →4	客単価の低下 →3	後継者難 →4	事業資金借入難	その他	特に問題なし
全 業 種 計	57.1	42.6	21.6	17.5	15.0	5.8	3.3	3.2	6.9
飲食業(全体)	73.0	37.7	16.2	20.3	11.6	5.8	3.7	2.8	4.2
そば・うどん	75.6	31.1	23.3	25.6	6.1	10.0	1.7	2.8	3.3
中華料理	74.3	29.6	21.7	18.4	11.2	7.2	5.3	1.3	4.6
すし	71.5	38.0	13.4	20.1	7.3	7.3	2.2	2.8	7.3
料理	74.4	43.4	23.3	22.5	8.5	4.7	3.1	2.3	2.3
喫茶	81.1	35.8	14.2	14.9	12.2	4.7	6.1	4.1	1.4
社交	59.9	58.3	7.8	18.2	17.2	1.6	5.2	1.6	5.2
その他飲食	74.7	33.3	14.8	21.0	13.9	5.6	3.4	3.6	4.3
食肉・食鳥肉	67.5	26.8	20.4	21.7	24.8	5.1	2.5	1.3	4.5
氷雪	45.3	49.1	15.1	22.6	15.1	7.5	1.9	5.7	7.5
理容	32.4	50.6	18.0	10.6	21.1	8.9	1.0	3.4	16.3
美容	35.0	56.2	17.5	12.7	19.0	5.3	4.6	4.8	11.4
映画館	41.8	49.1	49.1	10.9	1.8	5.5	5.5	3.6	7.3
ホテル・旅館	51.4	25.7	47.5	40.8	7.8	3.9	6.1	2.2	2.2
公衆浴場	42.3	45.9	63.1	2.7	4.5	7.2	0.0	3.6	6.3
クリーニング	56.0	50.4	25.6	9.4	23.3	2.3	2.6	3.4	4.1

(注) 複数回答(2つ以内)のため合計は100を超える。

【出典】生活衛生関係営業の景気動向等調査結果(令和7年4～6月期)【日本政策金融公庫HP】

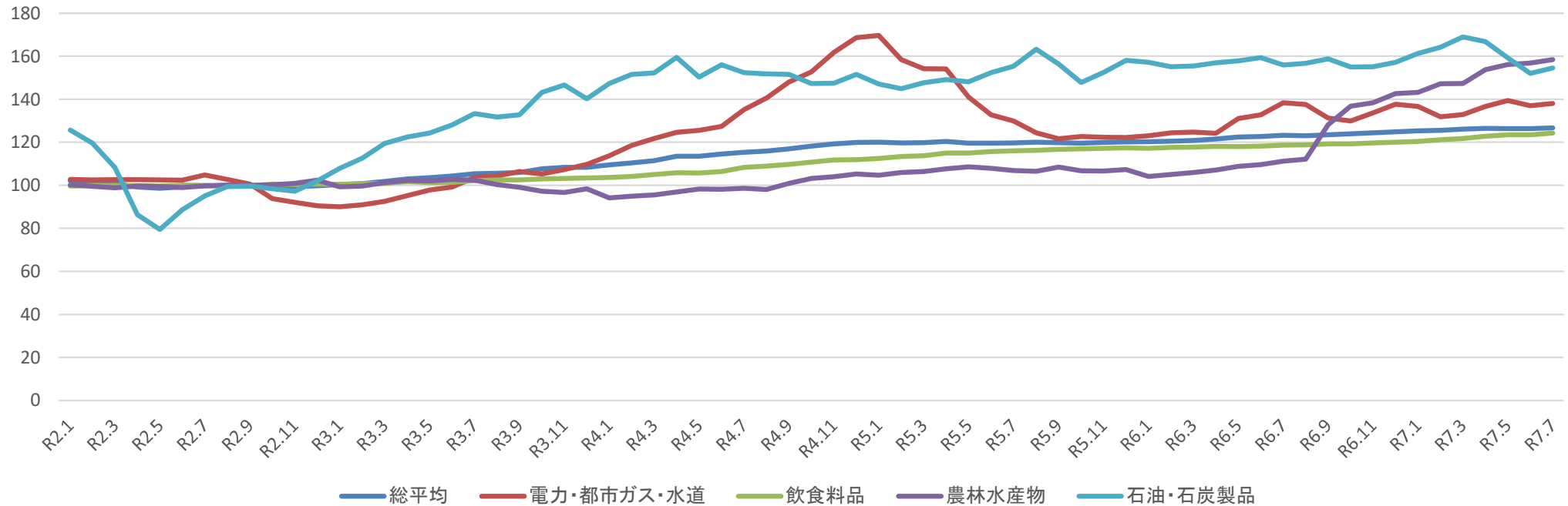
調査結果による主な経営上の問題点は、下記4項目に分類できるため、4項目それぞれについてデータ及び各業界から聴取した現況をもとに分析する。

- 1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
- 2.店舗施設の狭隘・老朽化
- 3.顧客数の減少、客単価の低下
- 4.従業員の確保難

1-1.物価高騰の状況

1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
2.店舗施設の狭小・老朽化
3.顧客数の減少、客単価の低下
4.従業員の確保難

国内企業物価指数（2020年基準）



【出典】企業物価指数【日本銀行】

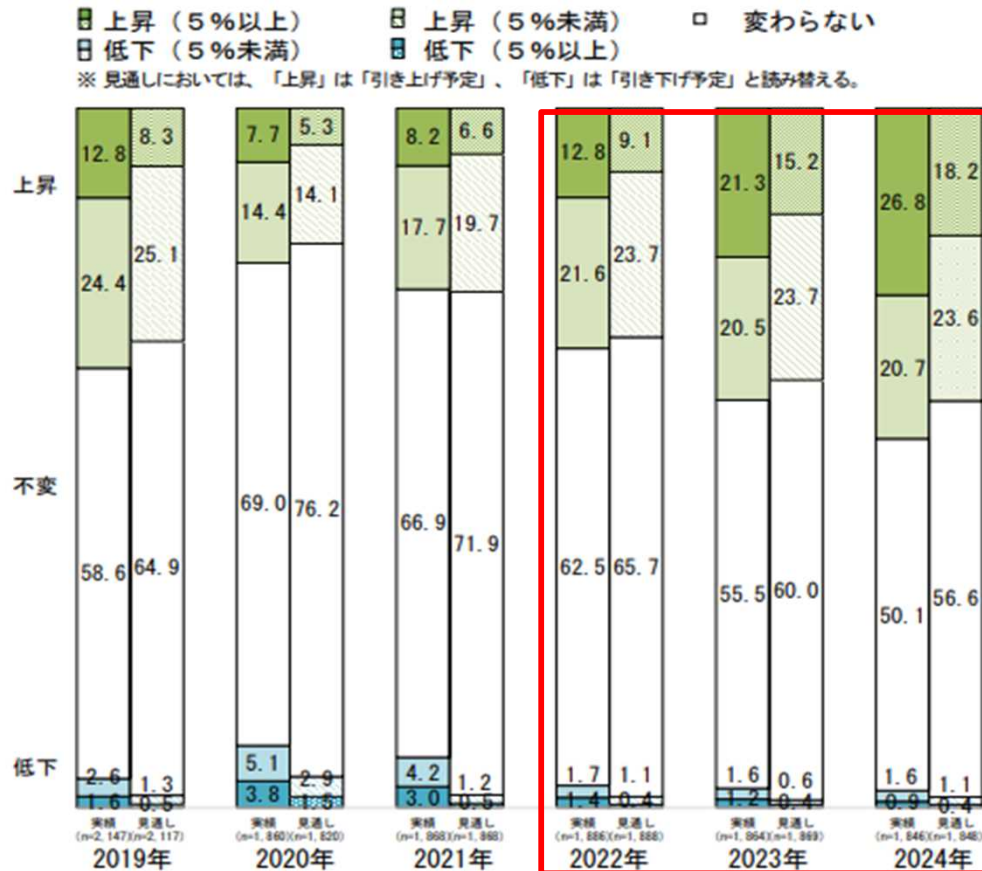
➤ 業界の主な現況

- ・食肉業界（組合員）では、未だ改善の兆しが見えない物価高騰や生活環境の変化などにより売り上げが減少しており、設備機器の更新等もままならない状況が続いている。【食肉】
- ・昨年から続く政府主導の値上げ、賃上げ攻勢が仕入、固定経費等値上げもいまだに続いており各組合に於いても価格の改正をしていますが売り上げをしても価格転嫁が追い付かない状況で厳しい状況が続いている。【食鳥肉】
- ・電力や人件費などの高騰により、製氷メーカーの値上げが相次いでいる。【氷雪】
- ・猛暑により、売上は増加傾向にあるものの、物価高騰に伴うコスト増により、利益が圧迫されている。そのため、コロナ禍で融資を受けた借入金の返済、利息の支払いが経営を圧迫している状況にある。【氷雪】

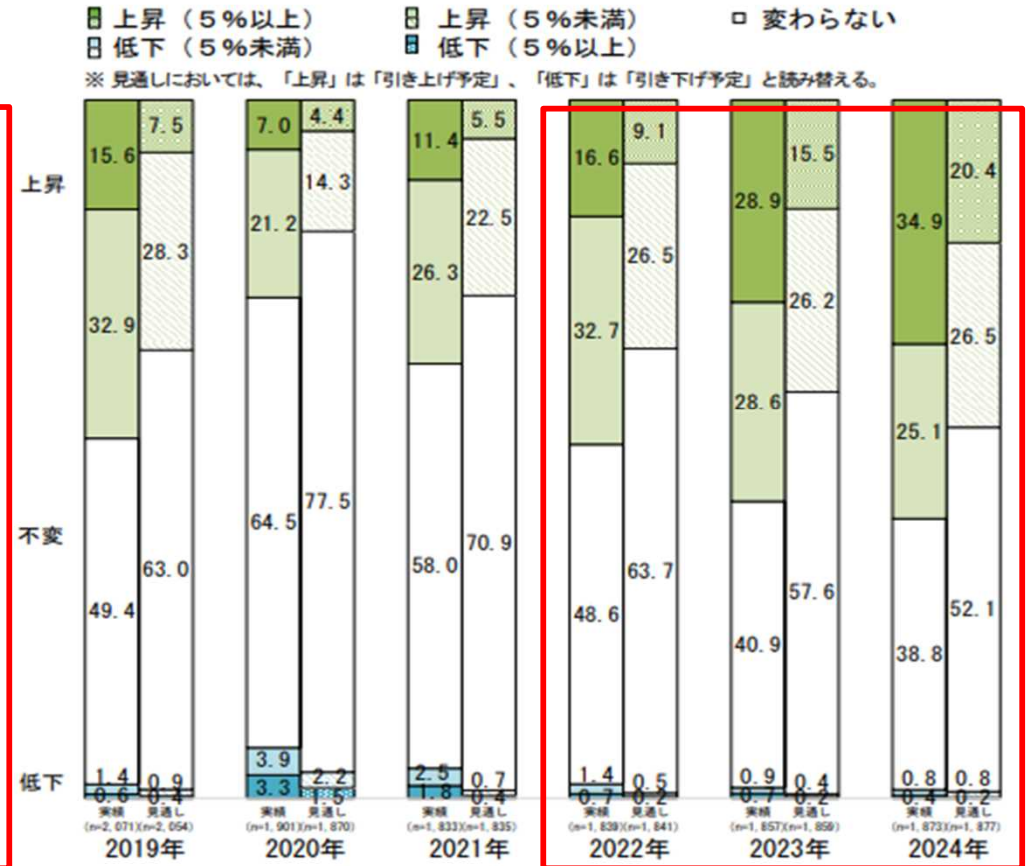
1-2.正社員、非正社員の賃金水準

1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
2.店舗施設の狭小・老朽化
3.顧客数の減少、客単価の低下
4.従業員の確保難

図表11 正社員の賃金水準（全業種計）



図表13 非正社員の賃金水準（全業種計）



➤ 業界の主な現況

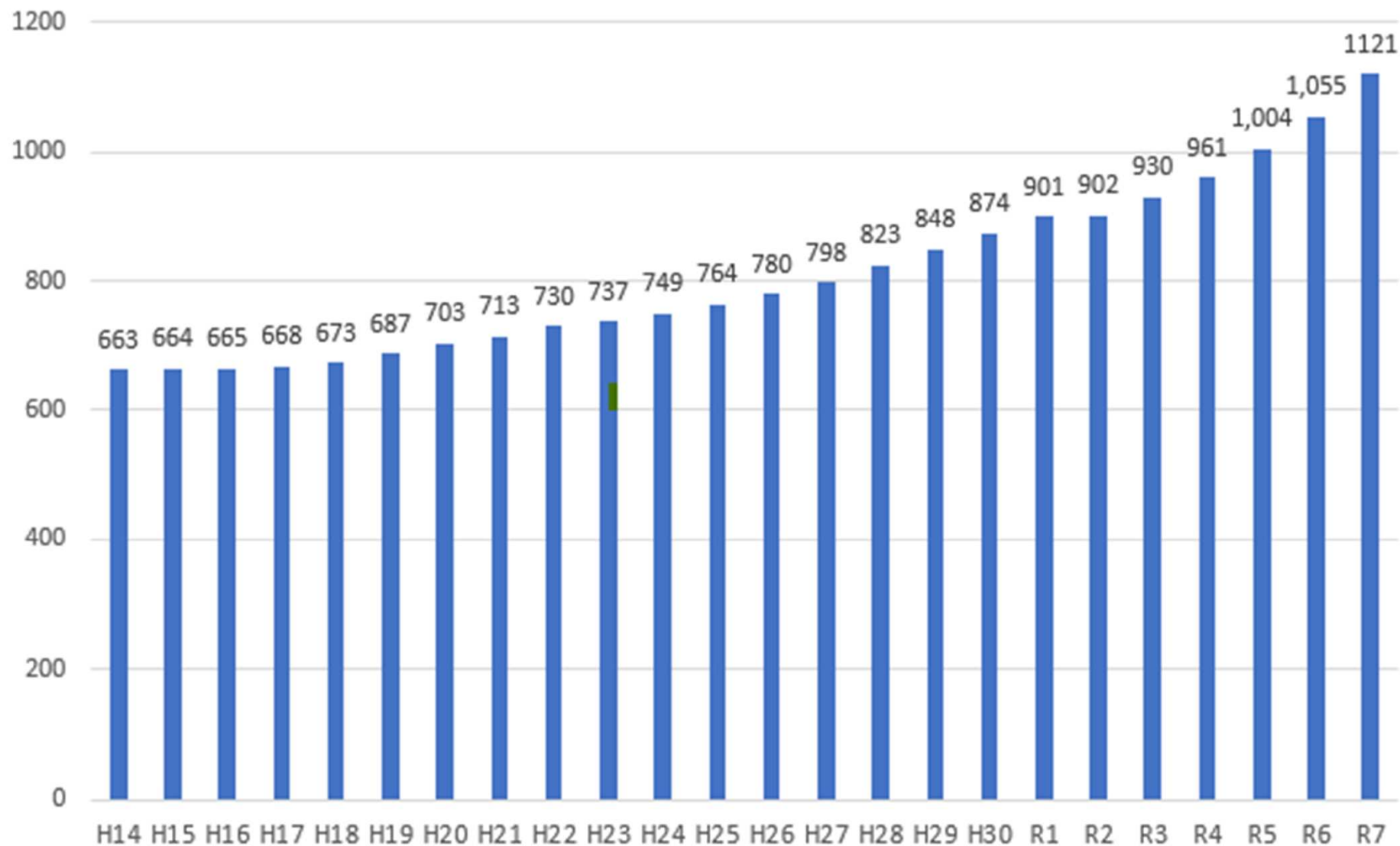
【出典】雇用動向に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2024年10～12月期）【日本政策金融公庫HP】

- 賃上げについては、価格転嫁ができたとしても現状では食肉の消費が減退しており、店の経営が成り立たなくなる可能性もあることから賃上げは難しい状況である。【食肉】
- 昨年から続く政府主導の値上げ、賃上げ攻勢が仕入、固定経費等値上げもいまだに続いており各組合に於いても価格の改正をしていますが売り上げをしても価格転嫁が追い付かない状況で厳しい状況が続いています。【食鳥肉】
- 全氷連アンケート(以下全氷連アンケートという)によると、従業員の給与を上げたと回答したのは23%、現状維持と回答したのは45%であった。
物価高騰により、収益が減少するなか、物価に応じた賃上げに対応するのは、難しい状況にある。【冰雪】

1-3.最低賃金額の推移

- 1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
- 2.店舗施設の狭溢・老朽化
- 3.顧客数の減少、客単価の低下
- 4.従業員の確保難

最低賃金の全国加重平均額

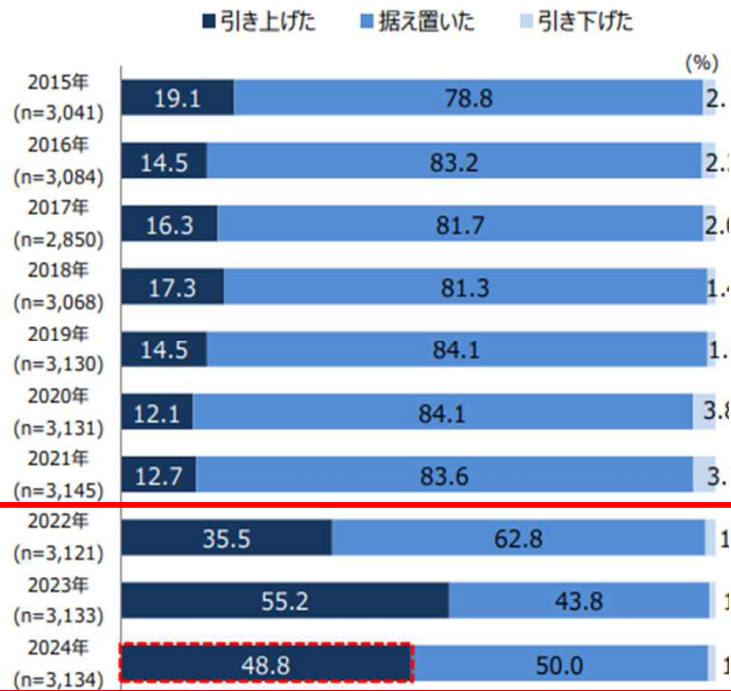


【出典】平成14年度から令和7年度までの地域別最低賃金改定状況【厚生労働省HP】

1-4. 販売価格の動向

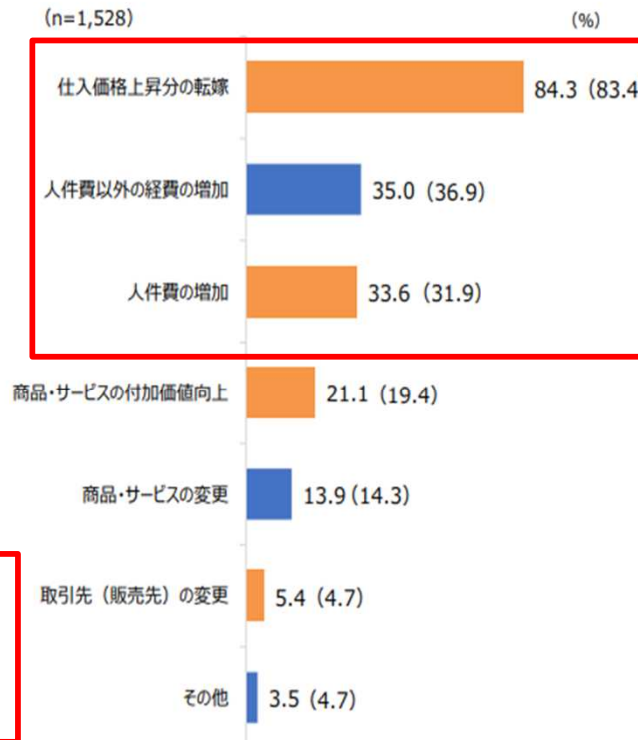
1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
2.店舗施設の狭小・老朽化
3.顧客数の減少、客単価の低下
4.従業員の確保難

図表11 販売価格の動向



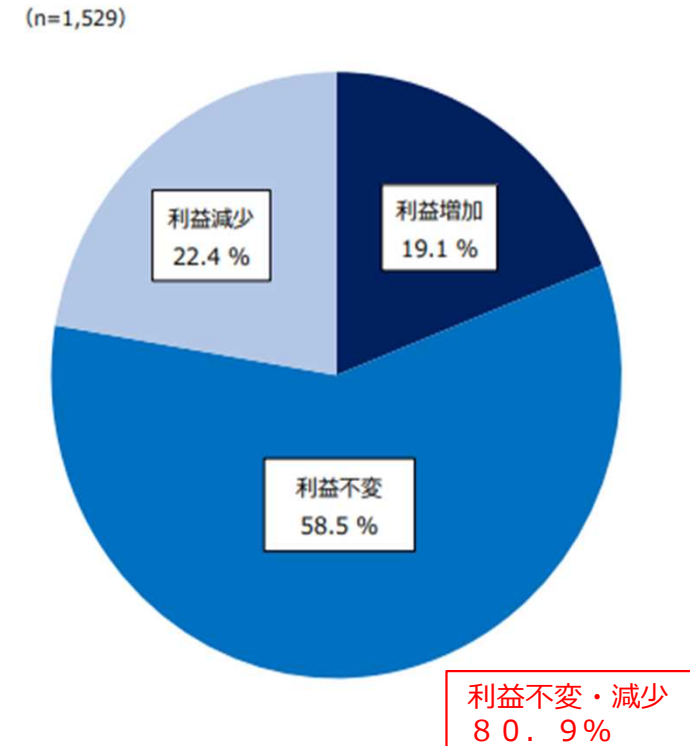
※いずれの年も、前年同期（7～9月期）と比べた販売価格の動向。

図表13 販売価格引き上げの理由【複数回答】



※ 販売価格を「引き上げた」と回答した企業に尋ねたもの。
※ 複数回答のため、割合の合計は100にならない。
※ カッコ内は前回調査の回答割合
※ 棒グラフ（オレンジ）は前回調査の回答割合を上回った項目

図表15 販売価格を引き上げた企業の利益の動向



※販売価格を「引き上げた」と回答した企業に尋ねたもの。

利益不変・減少
80.9%

【出典】価格動向に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査結果2024年7～9月期）【日本政策金融公庫HP】

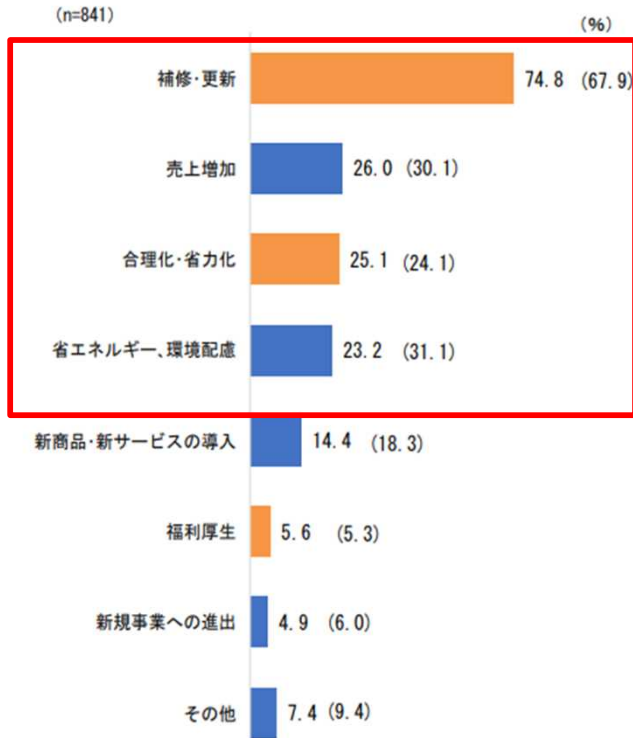
➤ 業界の主な現況

- ・ 昨年から続く政府主導の値上げ、賃上げ攻勢が仕入、固定経費等値上げもいまだに続いており各組合に於いても価格の改正をしていますが売り上げをしても価格転嫁が追い付かない状況で厳しい状況が続いている。
【食鳥肉】
- ・ 全氷連が組合員を対象に実施したアンケートによると、価格転嫁できていると回答したのは回答者の61%であった。値上げによる顧客離れ、量販店との価格比較への懸念から、価格転嫁を進めるのは難しい状況にある。
【氷雪】
- ・ 価格転嫁は、消費者の購買意欲の減退に直結し、売上減少を招くリスクを伴うため、多くの事業者が価格据え置きを余儀なくされている環境下にある。【料理】

2.設備投資の状況

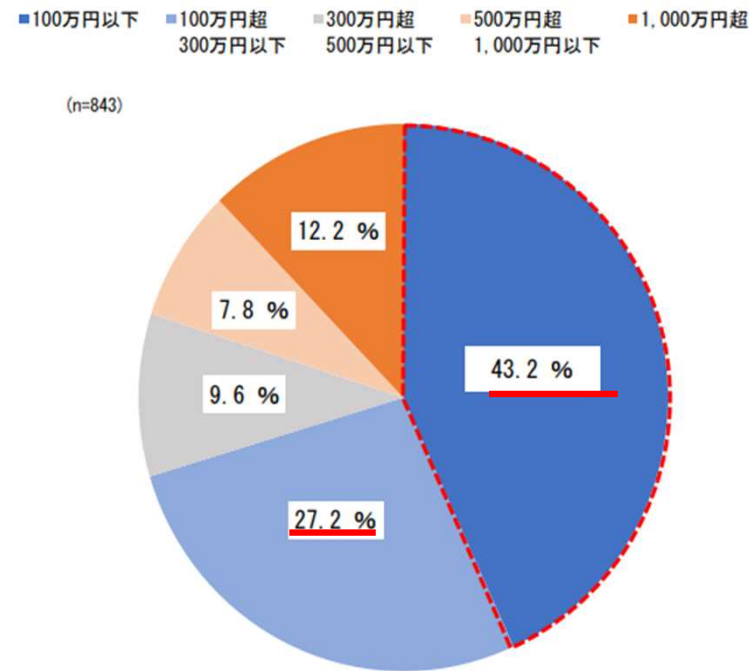
1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
2.店舗施設の狭隘・老朽化
3.顧客数の減少、客単価の低下
4.従業員の確保難

図表3 設備投資の目的（複数回答）

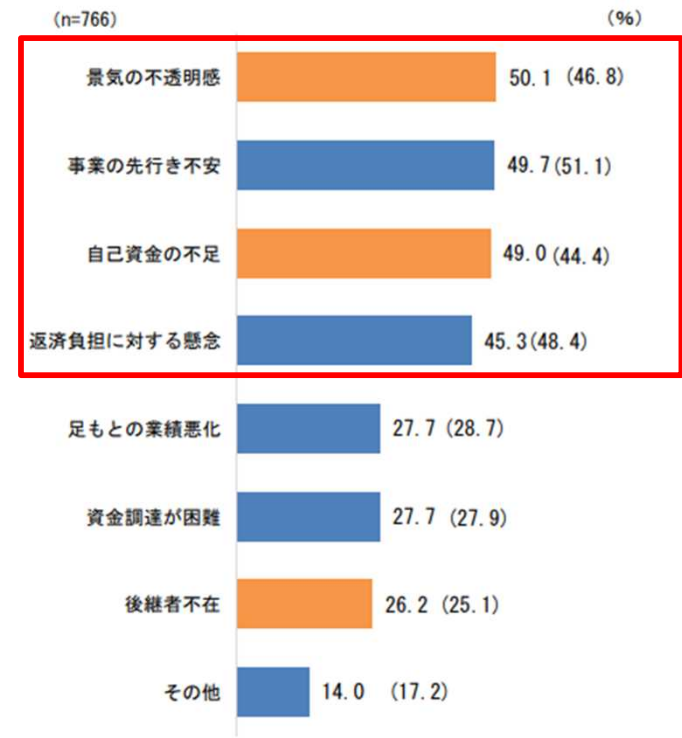


※ カッコ内は前回調査の回答割合
※ 棒グラフ（オレンジ）は前回調査の回答割合を上回った項目

図表5 設備投資の総額



図表7 設備投資を実施しなかった理由（複数回答）



※ カッコ内は前回調査の回答割合
※ 棒グラフ（オレンジ）は前回調査の回答割合を上回った項目

【出典】設備投資に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果（2025年1～3月期）【日本政策金融公庫HP】

➤ 業界の主な現況

- ・食肉業界（組合員）では、未だ改善の兆しが見えない物価高騰や生活環境の変化などにより売り上げが減少しており、設備機器の更新等もままならない状況が続いている。【食肉】
- ・各店舗とも経営状況が厳しく中々手が回らない現状です。【食鳥肉】
- ・日本政策金融公庫が実施している生活衛生関係営業の景気動向等調査(以下景気動向調査という)によると2025年4～6月の設備投資を行った割合は18.9%で、前年同時期と比較すると1.4%上昇している。店舗施設の狭隘化・老朽化を経営上の問題点として、回答した割合は、15.1%で、全業種計21.6%と比較すると低い状況にある。【氷雪】

3-1.顧客数の状況

- 1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
- 2.店舗施設の狭濫・老朽化
- 3.顧客数の減少、客単価の低下
- 4.従業員の確保難

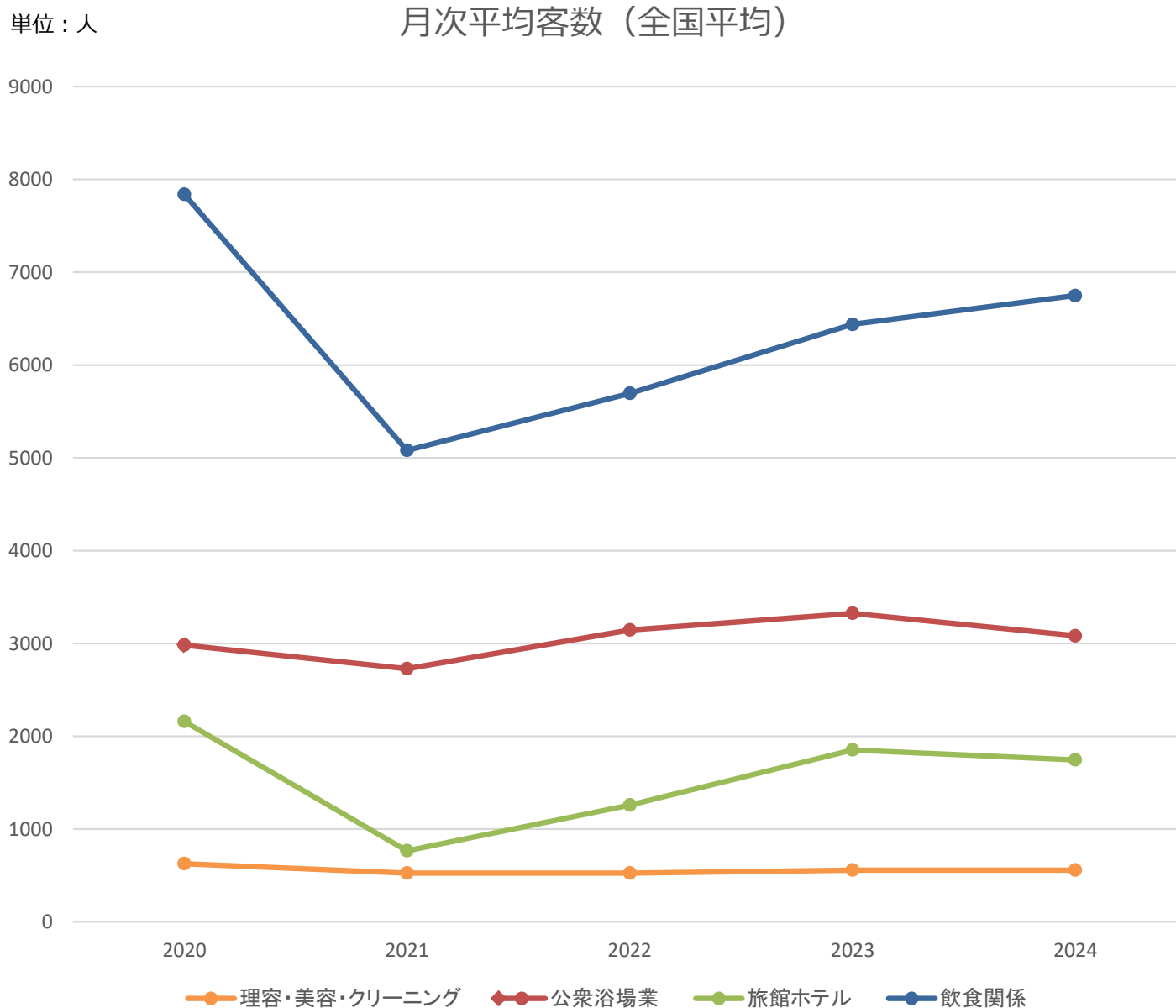
➤ 業界の主な現況

・昨今の健康志向や物価高騰などにより、食肉（特に牛肉（和牛））の消費が落ちており、経営の悪循環が見込まれる。【食肉】

・売り上げは順調に伸びているが、昨今の政府主導による、エネルギー資源、仕入れ、経費等全てに値上げが現在でも留まることなく継続しており、家庭内消費（家庭での食事）が増えており外食の売上が伸びず価格転嫁が追い付かず利益が伴わない状況です。【食鳥肉】

・物価高騰の影響で、繁華街の人出が少なくなり、取引先飲食店からの注文が、頻度・量ともに不安定になっている。【冰雪】

・顧客数は業態にもよるところであるが、コロナ前の水準に戻りつつも、客単価は横ばいまたは低下している。要因としては消費者の外食への支出を抑える傾向が伺える。【飲食】

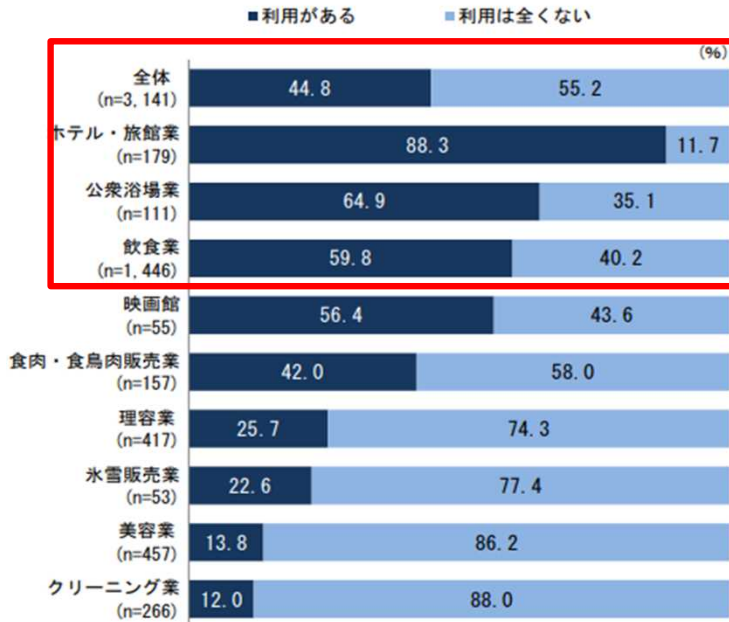


【出典】（公財）全国生活衛生営業指導センターの調査を基に生活衛生課にて作成

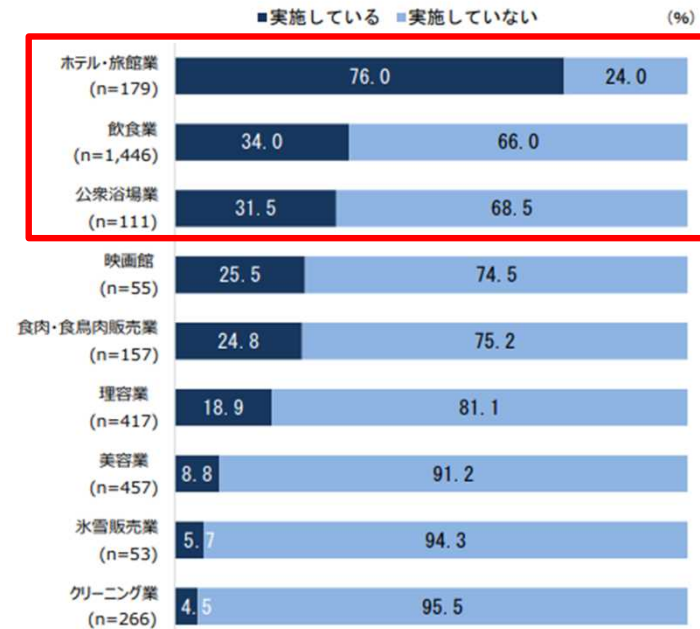
3-2.インバウンドの状況

- 1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
- 2.店舗施設の狭小・老朽化
- 3.顧客数の減少、客単価の低下
- 4.従業員の確保難

図表4 外国人観光客の利用の有無【業種別】



図表8 外国人観光客を受け入れるための取り組み【業種別】



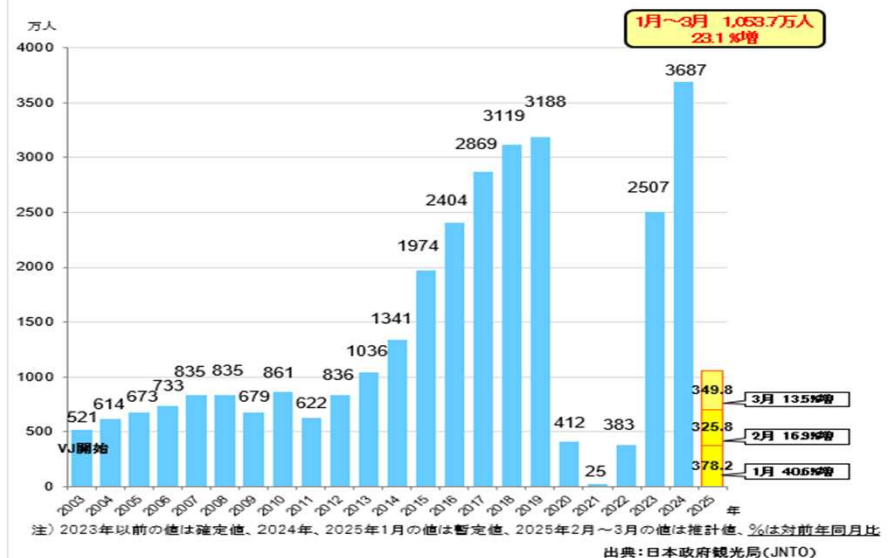
【出典】インバウンド対応に関するアンケート調査結果
 (生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2025年4～6月期)
 【日本政策金融公庫HP】

➤ 業界の主な現況

・客数に関しては地域差があり、インバウンドの影響により客数が増加し客単価も上昇した店舗もあれば、高齢者ばかりとなった住宅地の近辺の店舗は客足が鈍い。【すし】

・インバウンド需要の恩恵は大都市や広域の観光周遊ルート（東京、箱根、富士山、名古屋、京都、大阪などを巡る）が中心で、地方の小規模施設では恩恵が限定的。地元リピーター頼みで単価上昇も鈍い。季節や災害による予約変動が経営を不安定化させる原因にもなっている。【旅館】

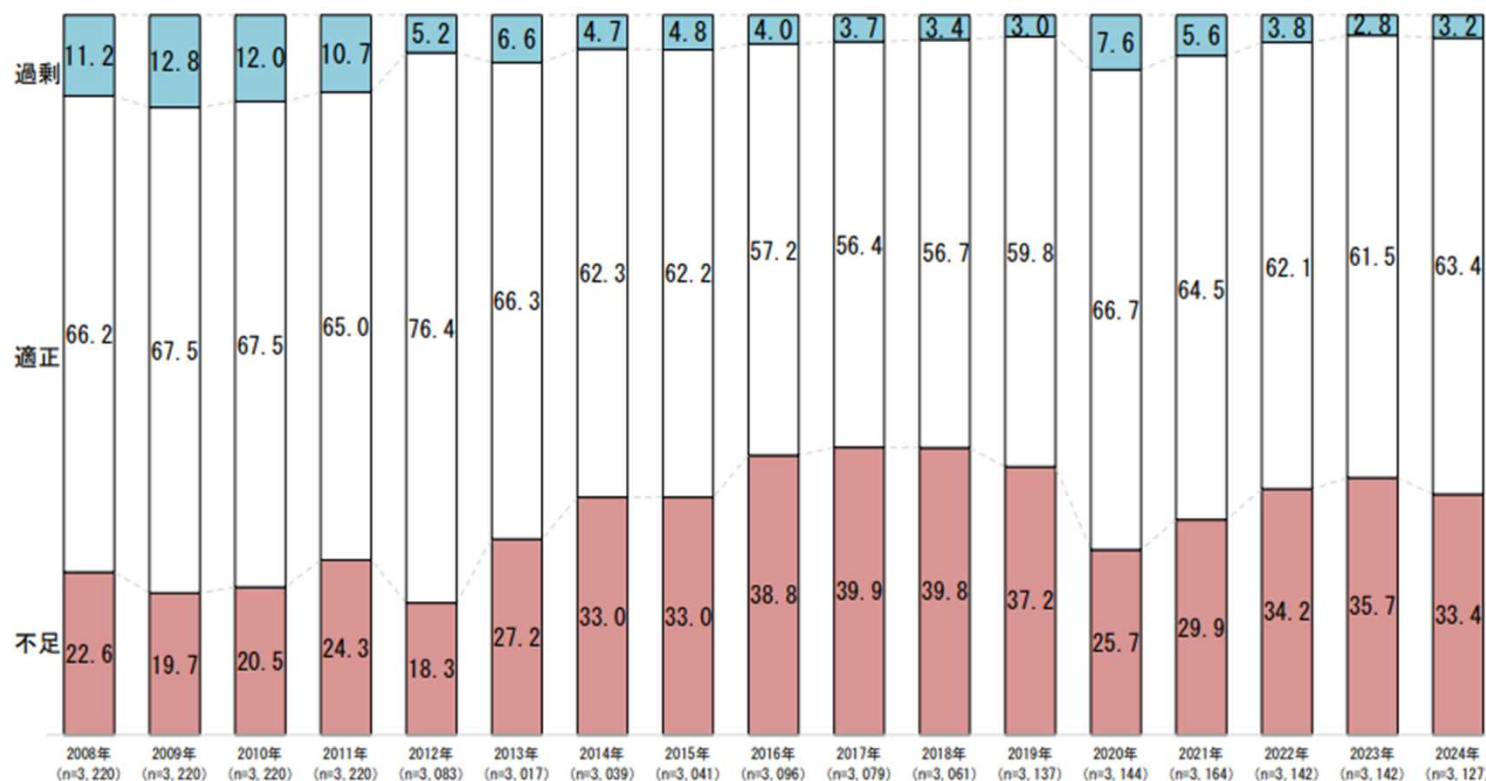
訪日外国人旅行者数の推移



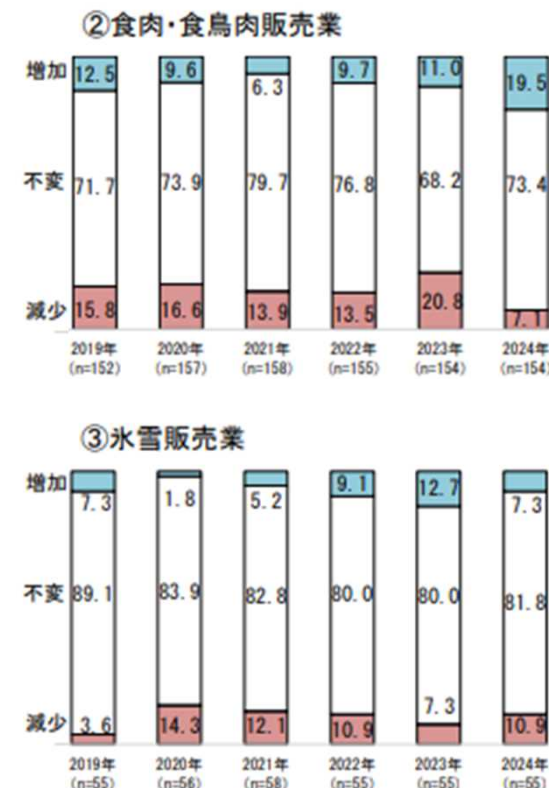
4-1. 従業員の過不足感

1. 仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
2. 店舗施設の狭曇・老朽化
3. 顧客数の減少、客単価の低下
4. 従業員の確保難

図表3 従業員の過不足感（全業種計）



図表2 従業員数の増減（業種別）



【出典】雇用動向に関するアンケート調査結果（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2024年10～12月期【日本政策金融公庫HP】

➤ 業界の主な現況

- ・ 全国の食肉販売業の組合員（店舗）は、毎年200～300件程度の廃業や脱退があり、非常に厳しい経営状況となっている。【食肉】
- ・ 依然従業員の確保は厳しい状況が続いている【食鳥肉】
- ・ 全氷連アンケートによると人手不足と回答した事業者は、26%であった。求人募集を行って、人手を確保できたのは、35%に留まった。確保できなかった原因として最も多く挙げられたのは、応募がないためで回答の72%を占めた。

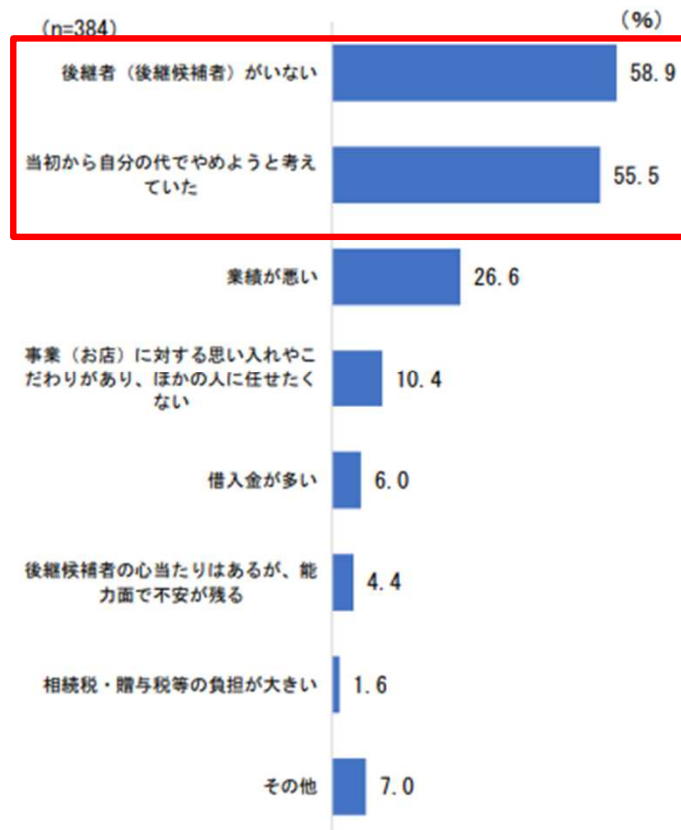
4-2.事業継承の状況

1.仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難
2.店舗施設の狭小・老朽化
3.顧客数の減少、客単価の低下
4.従業員の確保難

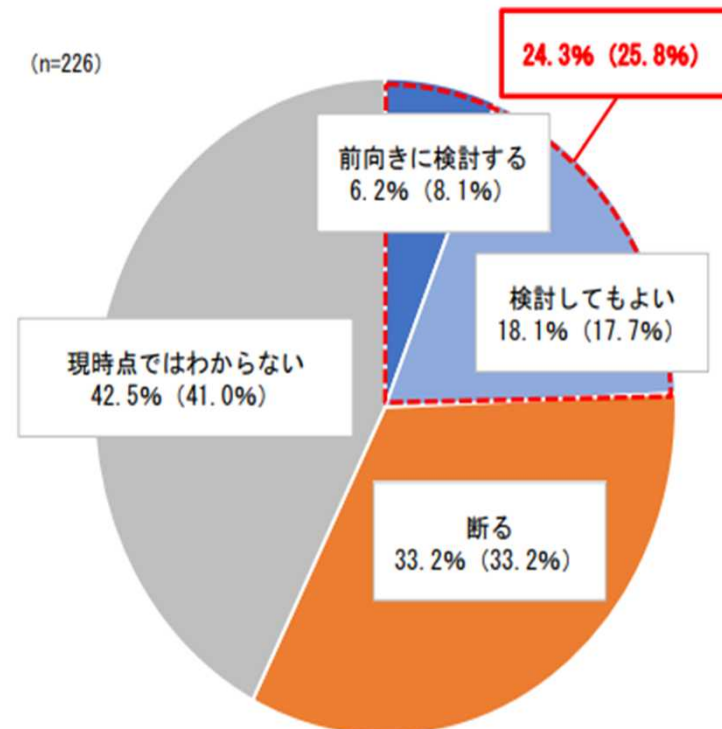
図表2 事業承継の意向（経営者の年齢・業種別）

		n数	意向あり（第三者への売却・譲渡を含む）	意向なし	現時点では考えていない
全体		1,785	47.3	21.8	30.8
経営者の年齢	60代	816	43.4	22.9	33.7
	70代	774	49.2	21.8	28.9
	80代以上	195	56.4	17.4	26.2
業種	飲食業	809	44.5	22.1	33.4
	食肉・食鳥肉販売業	88	63.6	9.1	27.3
	氷雪販売業	38	39.5	28.9	31.6
	理容業	206	44.7	27.2	28.2
	美容業	264	47.7	22.0	30.3
	映画館	32	53.1	6.3	40.6
	ホテル・旅館業	108	68.5	7.4	24.1
	公衆浴場業	80	53.8	15.0	31.3
	クリーニング業	160	38.8	35.0	26.3

図表8 事業承継をしない理由（複数回答）



図表10 第三者から事業を引き継ぎたいと打診があった場合の考え



【出典】事業承継に関するアンケート調査結果
（生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果 2025年1～3月期）
【日本政策金融公庫HP】

➤ 業界の主な現況

- ・経営者の高齢化や人材不足等により、後継者・従業員の確保の問題等がこれまで以上に増えている状況であり、改善される兆しは見えない。【食肉】
- ・後継者が無く廃業している店舗もあり事業継承に厳しい状況がある。【食鳥肉】
- ・全氷連として、組合員事業所で働く従業員が、自らの仕事に誇りを持ち、将来に希望が持てる業界となるよう氷屋マイスター認定試験や、若手後継者を指導育成するセミナーの開催などを実施している。【冰雪】

生活衛生関係営業の支援

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金

11.6 億円 [11.6 億円]

生衛組合、生衛組合連合会、全国生衛営業指導センター、都道府県生衛営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・生活衛生関係営業収益力向上事業

1.0 億円 [1.0 億円]

物価高騰等の影響がある中、全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰・人材確保等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催など、生活衛生関係営業者の収益力向上等のための取組を行う。

2 株式会社日本政策金融公庫補給金

29.1 億円 [29.9 億円]

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

0.1 億円 [0.2 億円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う。

（参考）生活衛生資金貸付の貸付計画額

1,150 億円 [1,150 億円]

現下の情勢により経営状況が厳しい生活衛生関係営業者への支援として、①物価高騰・人材確保等の対応に向けた支援、②専門家による相談支援、③資金繰り支援を行う。

①物価高騰等の対応に向けた支援

3.9億円

- 業種ごとの生衛組合連合会において、物価高騰・人材確保に対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組を実施。
- 消費者・利用者に対する価格転嫁の理解促進、新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進等につなげ、生衛業の経営状況の改善、売上げの上昇による賃上げ・雇用維持等を図る。

【補助先：生活衛生同業組合連合会（補助率：10/10）】

②専門家による相談支援

2.1億円

- 生衛業の営業者に対する専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施。
 - ・ 中小企業診断士による経営診断や事業再構築・省エネ等に向けた補助金の活用を含めた相談支援
 - ・ 税理士による税制優遇措置等の相談
 - ・ 社会保険労務士による被用者保険適用に係る手続き等の支援 等

【補助先：全国生活衛生営業指導センター】

③日本政策金融公庫による資金繰り支援（日本政策金融公庫への出資金）

※既定経費対応

- ・ 賃上げに取り組む生衛業者に対する資金繰り支援の継続（当初2年間各貸付の利率から－0.5%）
- ・ 物価高騰等の影響により利益が減少した生衛業者に対するセーフティネット貸付の利率引下げの継続 等

	一般貸付	振興事業貸付		生活衛生改善貸付
対象者	【非組合員向け】 生活衛生関係営業を 営む者	【組合員向け】 振興計画について認定を受けて いる生活衛生同業組合の組合員		小規模事業者であって、 生活衛生同業組合等の長の 推薦を受けた者
資金使途	設備	設備	運転	設備・運転
貸付利率 (注1)	<原則> 基準利率	主に特別利率③ (基準利率-0.9%)	<原則> 基準利率	経営改善利率
限度額	<原則> 7,200万円 (注2)	<原則> 1億5,000万円 (注2)	5,700万円	2,000万円
返済期間	13年以内	20年以内	7年以内	10年以内

(注1) 令和7年10月1日時点の利率である。基準利率については、無担保貸付（業歴2期以上）、返済期間5年で2.90%。

(注2) 業種によって異なる。

貸付制度	危機対応後経営安定資金（生活衛生セーフティネット貸付）
貸付対象者	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、既往債務の返済負担が生じているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる生衛業者で、次のいずれかに該当する方 1.新型コロナウイルス感染症特別貸付等の残高を有する方 2.債務負担が重くなっている方
資金使途	既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金
融資限度額	7,200万円（別枠）
返済期間	20年以内（うち据置期間2年以内）
利率（注）	基準利率

貸付制度	生活衛生企業再建資金（生活衛生企業再生貸付）
貸付対象者	1.【企業再建関連】 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再建を図る方 2.【民間金融機関関連】 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 3.【認定支援機関関連】 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 等 4.【条件変更先関連】 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方
資金使途	企業の再建を図るうえで必要となる運転資金
融資限度額	7,200万円（別枠）
返済期間	20年以内（うち据置期間2年以内）
利率（注）	貸付対象者 1：特別利率③ 貸付対象者 2、4：特別利率① 貸付対象者 3：特別利率②

1 令和6年度税制改正大綱の概要

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円以下(現行5,000円以下)に引き上げるとともに、①接待飲食費に係る損金算入の特例及び②中小法人に係る損金算入の特例措置について、その適用期限を3年延長する。

2 制度の内容

- ・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)上、交際費等(※)については、損金不算入が原則。

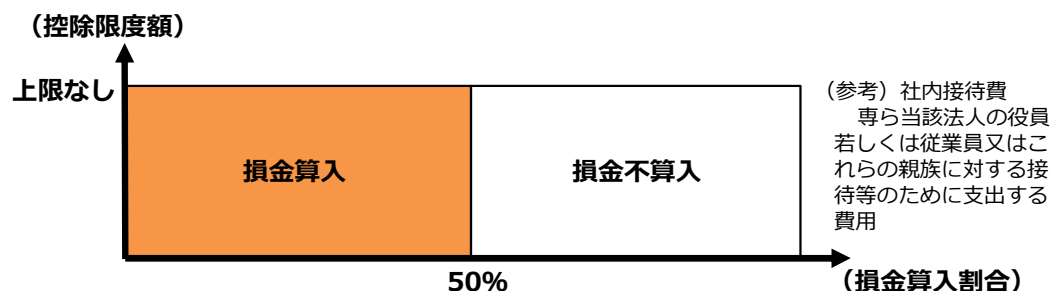
※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

(1) 1人当たり**10,000円以下**(現行 5,000円以下)の飲食費は、「交際費等」から除外され損金算入が可能。

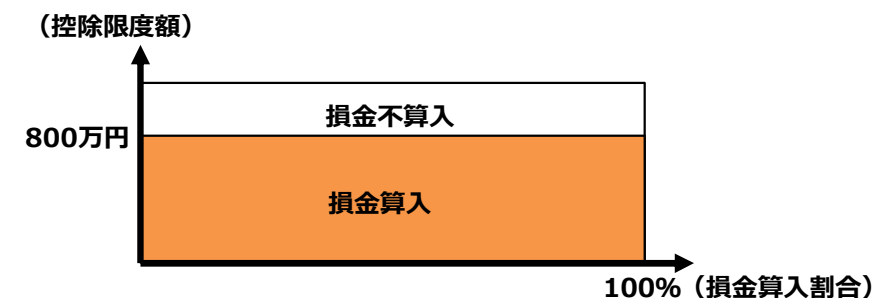
(2) 消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置①、②が設けられている。※中小企業については、①、②のいずれかを選択。

※赤字は令和6年度改正による変更点

① 飲食費(社内接待費を除く)の50%を損金算入できる特例措置 〔中小企業・大企業(資本金の額等が100億円以下)〕



② 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置 〔中小企業のみ〕



1. 令和7年度税制改正大綱の概要

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を650万円以上（現行：600万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 生活衛生関係営業は小規模零細事業者が多いため、生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）に基づき営業者が自主的に「生活衛生同業組合」※を都道府県単位で設置。共同事業の実施や、組合員の衛生水準の向上及び経営の健全化を支援。
※生衛法に基づく法人格を有した非営利の法人
- その際、生活衛生同業組合等（出資組合に限る）が策定する振興計画※に基づき共同利用施設を取得した場合には特別償却（6％）が可能（現行：適用期限は令和7年3月31日まで）。
※厚生労働大臣が定める各業種ごとの振興指針に基づき、各組合が策定する振興計画

＜租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）＞
第四十四条の三（略）振興計画に係る共同利用施設（略）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を政策し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、（略）共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

＜改正＞ 建物の取得価額要件について、現行の600万円以上を650万円以上に引き上げた上、適用期限を令和9年3月31日まで延長する。

対象資産	取得価額要件
建物	650万円以上
構築物	400万円以上
機械及び装置	400万円以上
船舶	400万円以上
車両及び運搬具	400万円以上
工具、器具及び備品	400万円以上
鉱業権	400万円以上
その他の資産	400万円以上

- ＜共同利用施設の主な対象設備（例）＞
- ・ 組合会館
 - ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
 - ・ クリーニングの共同工場、共同倉庫
 - ・ 共同調理施設・設備、共同冷凍・冷蔵設備
 - ・ 共同配送車両、共同送迎バス 等



（組合会館）



（美容等共同研修施設）



（クリーニング共同工場）



（共同配送車両）



（共同送迎バス）

生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継

改正内容

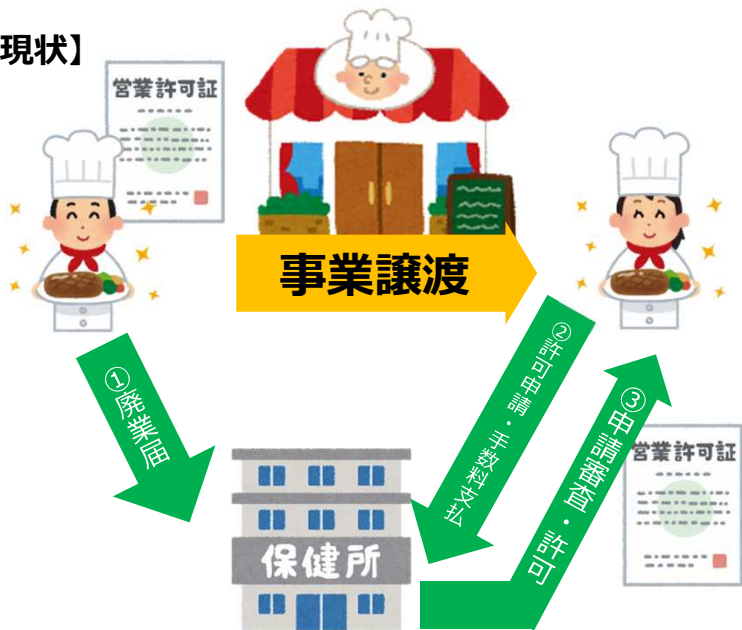
- ① 生活衛生関係営業等（※）の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、合併・分割・相続の場合と同様に、事業を譲り受けた者は、新たな許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。

※ 生活衛生関係営業等：都道府県による指導監督等、公衆衛生上の見地から一定程度共通する手法で許可制・届出制の営業規制が行われている営業等。
（食品衛生法・理容師法・興行場法・旅館業法・公衆浴場法・クリーニング業法・美容師法・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

<例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法）>

事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、新たな許可の取得等を行うことなく、事業を譲り受けた者が営業者の地位を承継する。

【現状】



【改正後】



※旅館業の譲受人には、簡易な審査（欠格事由の有無等）が行われるなど、各業法の種類によって取扱が異なる。

（参考）「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）

事項名	規制改革の内容	実施時期
個人事業主の事業承継時の手続簡素化	厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画に基づき、飲食店等の食品衛生法に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。	可能な限り速やかに法案提出

1.趣 旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規営業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

2.活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

3.主 催

（一社）全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

4.後 援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

5.重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する周知広報並びに経営改善及び利益向上に資する事業の推進
- ③ 生衛業のデジタル化の促進並びに生衛組合を中心とするネットワークの拡充及び活用の促進
- ④ 生衛組合における若手及び後継者等の人材育成並びに若手による組合活動の活性化
- ⑤ 事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の促進

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	(事業者支援) ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

追加額 1. 1 兆円（Ⅰ 及び Ⅱ の合計）

Ⅰ. 低所得世帯支援枠（0. 5 兆円）

- 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり 3 万円を目安として給付。
- 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり 2 万円を加算措置。

Ⅱ. 推奨事業メニュー（0. 6 兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
- 低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
- 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
- エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
- 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- 特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
- 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※ 1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※ 2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

生産性向上を目指す皆様へ

令和7年3月
時点版

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- 令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

<活用イメージ・補助率等>（赤字は令和6年度補正予算での拡充点）

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用）に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化 単独申請可能なツールの拡大		クラウド利用料（最大2年分）		サイバーセキュリティお助け隊 サービス利用料（最大2年分）（※1）
補助額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近隣の事業者（※2）：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

（※2）3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

インボイス枠

- インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

- 申請受付開始日 3月31日（予定）
- 通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠
 - 第1次申請締切日 5月12日（予定）
 - 第2次申請締切日 6月16日（予定）
 - 第3次申請締切日 7月18日（予定）
- 複数社連携IT導入枠
 - 第1次申請締切日 6月16日（予定）

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

生産性向上を目指す皆様へ

令和7年3月時点版

令和6年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な質上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進
枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備
投資等に係る費用を補助します

専門家活用
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進
枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・
再チャレンジ
枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



経済産業省



Be a Great Small.

中小機構

チラシのダウンロードはこちら！



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円※1、 2,000万円※2 売り手支援類型： 600～800万円※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3※1 売り手支援類型： 1/2・2/3※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先

事業承継・M & A 補助金事務局 050-3145-3812

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



公募サイト

簡易で即効性のある 省力化投資に カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月、随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例▶

とんと追加中!

清掃ロボット

販売機

無人搬送車 (AGV・AMR)

オートウエーバー

6軸関節マニピュレータ

スチームエンベグレーション

配膳ロボット

測量機

印刷用インク自動計量装置

バランス装置

サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる 一般型 NEW!

補助率
中小企業 1/2 小規模・再生 2/3

補助上限額
最大1億円



中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、質上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請時の従業員規模別の補助上限額以上の金額について補助金は返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までは引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660
IP電話などからの問い合わせ 03-4335-7595

●受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く)

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみならず
カタログ登録 サポートセンター 03-6746-1530
でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

小規模事業者持続化補助金

中小企業庁

令和7年6月30日時点版

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

2／3

【第18回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年6月30日（月）

申請受付開始：2025年10月3日（金）

申請受付締切：2025年11月28日（金）

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2／3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

◎限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2／3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を＋50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

事務局HP：



商工会地区HP



商工会議所地区HP



Gbiz ID
取得



厚生労働省における 賃金引き上げの支援策 事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省では、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援するため、令和7年度予算案において「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめています。

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、設備投資は対象となりません。

活用のポイント

賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

7年度の拡充案

- 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編
⇒事業場内最低賃金別助成率区分が、「1,000円未満(4/5)」「1,000円以上(3/4)」に拡充

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、賃上げ率によって決定(1人当たり定額)

7年度の拡充案

- 賃上げ率の新たな区分を設定(2区分→4区分)
- 助成額を、1人当たり最大7万円に拡充
- 昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

働き方改革推進支援助成金

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成します。

活用のポイント

労働時間削減等の取り組み+設備投資等(賃上げ加算)

- 労働時間削減等の取り組み計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

7年度の拡充案

- 対象労働者の現行の賃金額を7%増加させた場合の助成強化
- 恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用のポイント

企業内の人材育成

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請。
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、実施した訓練内容、企業規模等によって決定

7年度の拡充案

- 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ(賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)(※)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度(諸手当等制度やメンター制度等)を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

※現在、新規計画の受付休止中。令和7年4月より「雇用管理制度・雇用環境整備助成コース」として再開予定。

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

- 雇用管理制度の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は1申請あたり定額

7年度の拡充案

- 対象制度の追加(賃金規定(*)、人事評価ほか)
- 作業負担を軽減する機器導入への支援
- 助成額は雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 労働者の賃上げ(5%以上)の場合、助成額の加算を導入

※中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じて、高齢者や障害者、就職氷河期世代等の就職困難者等を継続して雇用する事業主に助成(中小企業:60万円~240万円(大企業:50万円~100万円))
- 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者等を雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限8,635円/1人1日当たり(1事業主あたり1,000万円))

ご注意ください

令和7年度における各支援策の詳細は、令和7年度予算成立後、準備が整い次第、お知らせいたします。厚生労働省HPをご確認ください。

✓支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



※①～③は青色申告をする出資の生活衛生同業組合も対象。④は生活衛生同業組合は対象となっていない。

①【中小企業投資促進税制】 ・中小企業者等における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、<u>税額控除（7％）又は特別償却（30％）の適用</u>を認める措置。 ※青色申告を行っている、中小企業者または農業協同組合等もしくは商店街振興組合が対象。	対象設備	対象基準
	機械及び装置	1台160万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5トン以上
	一定のソフトウェア	一つのソフトウェアが70万円以上、複数合計が70万円以上
②【中小企業経営強化税制】 ・中小企業等の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、<u>中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資（生産性が旧モデル平均1%以上向上する設備など。）</u>について、<u>即時償却及び税額控除（10％）のいずれかの適用</u>を認める措置。 ※中小企業者または農業協同組合等もしくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたものが対象。	対象設備	対象基準
	機械及び装置	1台160万円以上
	工具	30万円以上
	器具・備品	30万円以上
	建物附属設備	60万円以上
	一定のソフトウェア	一つのソフトウェアが70万円以上
③【中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例】 ・中小企業者等の投資を促進するため、<u>取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金算入することができる措置。</u> ・対象資産は、取得価額が30万円未満の減価償却資産で、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額は300万円まで。 ※青色申告を行っている、中小企業者または農業協同組合等		
④【中小企業者防災・減災投資促進税制】 ・中小企業者等が、<u>自然災害等への対策を強化するため、事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受け、認定後1年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却16％（令和7年4月1日前に取得等をする場合は18％）を適用</u>できる。	減価償却資産の種類 （取得価格要件）	対象となるものの用途又は細目
	機械及び装置（100万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
	器具及び備品（30万円以上）	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
	建物附属設備（60万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

①【法人版・個人版事業承継税制】

- ・事業承継税制は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置**。
- ・中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の非上場株式等の事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画提を提出した事業者で、2027年（令和9年）12月31日までに贈与・相続により会社の株式を取得した経営者が対象となっている。また、個人事業者については、個人事業承継計画を提出し、2028年（令和10年）12月31日までに事業承継を行った者が対象となっている。



②【中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置】

- ・中小企業者等が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って、事業の再編・統合の際にかかる**不動産取得税を軽減**することで、次世代への事業承継を加速させる措置

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地、住宅	3.0%※1	2.5%(1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3%(1/6減額相当)

※1 令和8年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）。

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場環境やパディルの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ適切な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

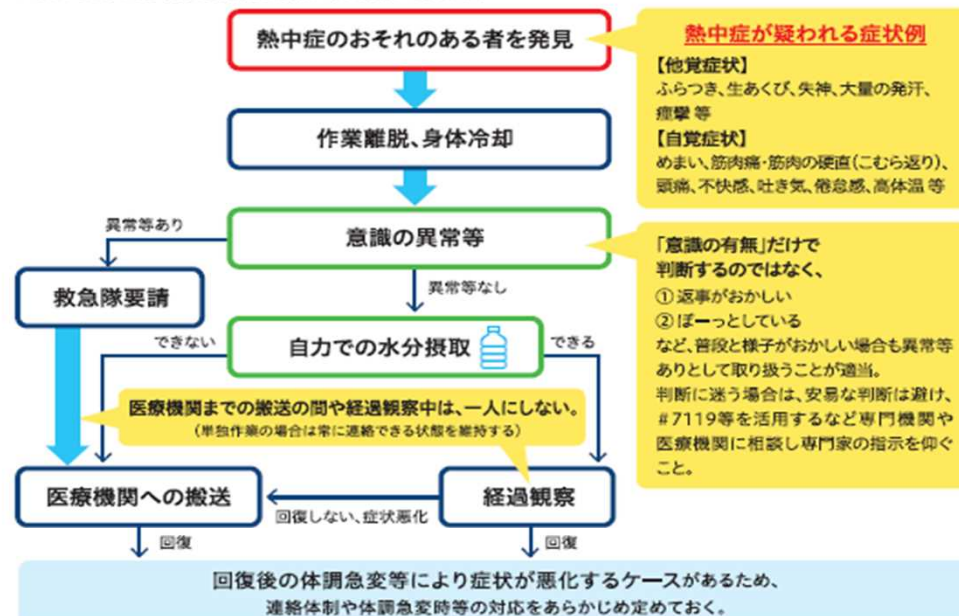
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



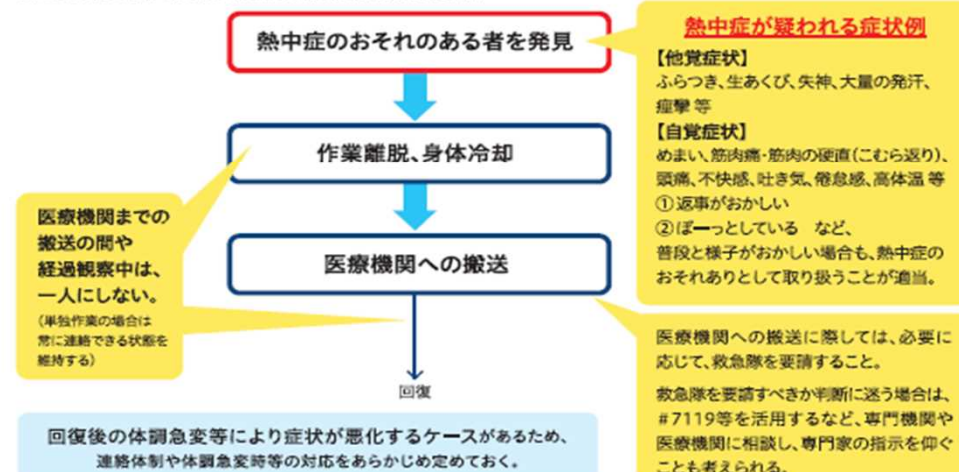
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

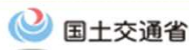


熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



国土交通省からのお知らせ



2025年6月から 建築物の バリアフリー 基準が 変わります!



見直しを行う3つの基準

- 1 車椅子使用者用トイレの設置数
- 2 車椅子使用者用駐車施設の設置数
- 3 車椅子使用者用客席の設置数

詳細は裏面をご覧ください

2025年6月1日以降に工事に着工する

2025年6月1日以降に工事に着工する
建築物が対象となります。

① 車椅子使用者用トイレの設置数



改正前

建築物に1以上

改正後

原則、各階に1以上

※床面積が1,000㎡未満の階、10,000㎡超の階については別途規定

② 車椅子使用者用駐車施設の設置数



改正前

建築物に1以上

改正後

200台以下の駐車場
全体の2%以上
201台以上の駐車場
全体の1%+2以上

③ 車椅子使用者用客席の設置数



改正前

義務基準なし

改正後

400席以下の劇場等
2以上
401席以上の劇場等
全体の0.5%以上

※劇場等：劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂

車椅子使用者用トイレを設置した場合、 容積率の特例の適用対象となります!

車椅子使用者用トイレの床面積の一部が不算入となります。

※特定行政庁の許可が必要となりますので、詳しくは特定行政庁にお問い合わせください。

改正内容に関する
詳細はこちら

建築物におけるバリアフリーについて

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

建築物 バリアフリー

